水防法及び河川法の一部を改正する法律案参照条文

目

次

○東日本大震	○総合特別区	○構造改革特	○特定非営利	○行政手続法	○湖沼水質保	○電気事業法	○災害対策基	○特定多目的	○自衛隊法(○地方自治法	○河川法(昭	○水防法(昭	
火復興特別区域法 ()	吸法(平成二十三年:	別区域法(平成十四)	6動促進法(平成十二	(平成五年法律第八:	主特別措置法 (昭和)	(昭和三十九年法律)	本法 (昭和三十六年)	クム法(昭和三十二)	5和二十九年法律第1	(昭和二十二年法律)	但三十九年法律第百:	4二十四年法律第百.	
半成二十三年法律第	法律第八十一号) (年法律第百八十九号	年法律第七号)(抄	十八号)(抄)・・	五十九年法律第六十	第百七十号) (抄)	法律第二百二十三号	年法律第三十五号)	白六十五号) (抄)	第六十七号)(抄)	六十七号)(抄)・	○水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
百二十二号)(抄)	抄)) (抄) · · · ·			一号) (抄) ・・	•) (抄) · · · ·	(抄) ・・・・・		•		•	
			•							:			
•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	
			•	:						:	:		
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	

40 36 33 33 33 32 31 30 29 29 27 4 1

○水防法 (昭和二十 应 年法律第百九十三号) 抄

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、 事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。 次条の規定により水防の責任を有する市町村 (特別区を含む。 以下同じ。)又は水防に関する

2 \ 4

5 の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。 団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定にこの法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、 (第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防 水防のための水防

6 · 7

(都道府県の水防計画

第七条 を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、 及び毎年当該都道府県の水防計画に検討

2 ものでなければならない。 都道府県の水防計画は、 津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された

4

3

防庁長官に報告しなければならない。 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、 報告した水防計画の変更についても、 同様とする。 国土交通大臣及び消

5

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条

るものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後において 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあ 報道機関の協力を求めて、 は水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ これを一般に周知させなければならない。

3

- 一条 都道府県知事は、前条祭(都道府県知事が行う洪水予報) 前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる

おそれがあるものとして指定した河川について、 に周知させなければならない。 示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般 洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を

2

|土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び 周 知

に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済上重大な損害を第十三条(国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項 生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき 事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知

項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定し一都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二 防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、 た河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水 必要に応じ報道機関の協力を求めて、 これを一般に周知させなければならな

3

浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の規定により指定した河川について、 により、当該河川の洪水防御に により、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところ 定するものとする。 都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項

、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため

とする。

第十五条 市町村防災会議 の長とする。 項に規定する市町村地域防災計画をいう。 、次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置) 以下同じ。)において、 少なくとも当該浸水想定区域ごとに、 次に掲げる事項について定めるもの (同法第四十二条第 当該市町村

- する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法 (知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府
- ると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があ
- 2 達方法を定めるものとする。 市町村防災会議は、 前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝
- 3 を市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。 省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これ第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通
- げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項・ 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲 を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 第七条第三項に規定する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第六条第 項 Ó 土 砂災害警戒 区域 同 法
- 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事
- を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する 合について準用する。この場合において、 :町村防災会議の協議会をいう。」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。」とあるのは「 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場 市 町村相互間地域防災計画 町村防災会議の協議会」と、 会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。」と、 第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これ 「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。 第二項中「市町村防災会議」とあるの

- 第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、 ときは、これを変更しなけ ればならない。 都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、 及び毎年水防計画に検討を加 え、 必要があると認める
- 2
- 4 第七条第二項の規定は、 指定管理団 体の水防計画に ついて準用する。

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法 ことができる。 動法人であつて、 次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、 (平成十年法律第七号) その申請により、 水防協力団体として指定する 第二条第二項の特定非営利活

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。三 水防に関する調査研究を行うこと。二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

○河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) (抄)

川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、も第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、 の福祉を増進することを目的とする。 川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、 もつて公共の安全を保持し、 やつて公共の安全を保持し、かつ、公共流水の正常な機能が維持され、及び河

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をい い、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 (略)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川 をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。 (公共の水流及び水面

2 6

河

第五条 都道府県知事が指定したものをいう。 この法律において「二級河川」とは、 前条第一 項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で

- 2 都府県知事に協議しなければならない。 都府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、 当該河川 が 他の 都 府県との 境界に係るものであるときは
- 3 なければならない。 都道府県知事は、 第一項の規定により河川を指定するときは、 国土交通省令で定めるところにより、 水系ごとに、その名称及び区間を公示し
- 4 都道府県知事は、 第一項の規定により河川を指定しようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見をきかなけ ればなら
- (略)

5

- 6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、 第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

(河 川

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- る土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈してい
- 河川管理施設の敷地である土地の区域

と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。 第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区

- 河川管理者は、第一項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯(堤外の土地にあるものを除く。)の敷地である土まある土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。 水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地で 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計一 画高
- 3 河川管理者は、第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、林帯区域」という。)については、その区域を指定しなければならない。 地 の区域 以 下単に 樹
- 公示しなければならない。 これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を
- 6 5 する漁港の区域につき第 1川管理者は、港湾法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に基づき保安林として指定された森林、一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。 (昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号)に規定
- 法第三十条若しくは第三十条の二の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、 同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として

同法第三十条の二の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事)に協議しなければならない。 樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣(都道府県知事が同法第二十五条の二の規定に基づき指定した保安林又は 指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき

(河川管理者)

この法律において「河川管理者」とは、 第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

(一級河川の管理)

第九条 (略)

- 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、 政令で定めると
- 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、ころにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。 廃止しようとするときも、同様とする。 又は
- 廃止するときも、同様とする。 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、 国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、 又は
- 5 間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区 政令で定めるところにより、 当該 級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。 同項の規定にか

· 7 (略

(二級河川の管理)

- 第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。
- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理する ことが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。
- 3 関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中 「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 (略

(境界に係る二級河川の管理の特例)

二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、 関係都府県知事は、 協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 3

略

(河 川 三の台帳)

第十二条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、 河川の台帳は、 これを保管しなければならない。

河川現況台帳及び水利台帳とする。

2

3 •

(河川管理施設等の構造の基準)

第十三条 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物は 水位、 流量 地形、 地質その他の河川の状況及び自重 水圧

その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2

(河川管理施設の操作規則

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、 ダ ム 堰、 水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、 政令で定

めるところにより、 操作規則を定めなければならない。

2

(他の河川管理者に対する協議)

第十五条 河川管理者は、 三条から第二十九条までの規定による処分(当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。)をしようとする場合において、当該操作規 ると認められるときは、あらかじめ、 則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあ 前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十 当該他の河川管理者に協議しなければならない。

(河川整備基本方針

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、 いう。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。千六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河 川 の整備」と

2 • 3

いるときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、 河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれて

5 川管理者は、 河川整備基本方針を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならな

前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

6

(河川整備計画)

第十六条の二 、整備計画」という。)を定めておかなければならない。 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画 的に河川の整備を実施すべき区間につい て、 当該河川の整備に関する計画 (以下「

- 2 (略)
- 3 なければならない。 河川管理者は、河川 、整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、 河川に関し学識経験を有する者の意見を聴か
- 4 じなければならない。 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、 公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講
- 5 を聴かなければならない。 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、 関係都道府県知事又は関係市町村長 の意見
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(市町村長の施行する工事等)

第十六条の三 市町村長は、第九条第五項及び第十条第二項の規定による場合のほか、第九条第一項及び第二項並びに第十条第一項の規定にかか わらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、 市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河 川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、 河川に及ぼす影響の程 この限りでない

2 · 3 (略)

(兼用工作物の工事等の協議)

- 第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物(以下「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、 理者及び他の工作物の管理者は、 協議して別に管理の方法を定め、 当該河川管理施設及び他の工作物の工事、 維持又は操作を行なうことができ 河川管
- 2 通省令で定めるところにより、 河川管理者は、 前項の規定による協議に基づき、 その旨を公示しなければならない。 他の工作物の管理者が河川管理施設の工 事、 維持又は操作を行なう場合においては、 国土交

(工事原因者の工事の施行等)

河川管理者は、 河川工事以外の工事 (以下 「他の工事」という。 又は河川を損傷し、 若しくは汚損した行為若しくは河川 の現状を変

更する必要を生じさせた行為 行為の行為者に行わせることができる。 (以下「他の行為」という。) によつて必要を生じた河川 工事 文は 河川 .の維持を当該他の工事の施行者又は当該他

(附帯工事の施行

第十九条 施行することができる。 河川管理者は、 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、 河川管理者の承認を受けることを要しない。 定めるところにより河川管理者の承認を受けて、 河川工事又は河川の維持を行うことができる。 ただし、 政令で定める軽易なものについては、

|事の施行に伴う損失の補償)

る土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土を第二十一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面す 者。以下この条において同じ。)は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において、「損失を受けた者」という。)の請求にするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者(当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その 一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。 より、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は

2

- 3
- 法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。 収用委員会に土地 収用

(洪水時等における緊急措置

- 第二十二条 洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要がある しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。ときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、 若しくは収用し、 車両その他の運搬具若
- 2 ることができる。 河川管理者は、 前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、 その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させ

- 3 ればならない。 管理者は、 第 項 の規定による収用で 使用又は処分により損失を受けた者があるときは、 その者に対して、 通 常生ずべき損失を補
- 5 場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、 は用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。 補償金の支払を受けた日から三十日以内に、 収用委員会に土地
- 6 とによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、 遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、 河川管理者は、 若しくは病気にかかり、 政令で定めるところにより、 又は当該業務に従事 その者又はその者 すしたこ

(高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等)

- 第二十二条の二 河川管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、 限度において、その高規格堤防の部分を原状に回復する措置又はその原状回復若しくは保全のために必要な地盤の修補、物件の除却その他の措損傷するおそれがあり、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、その支障を除去するために必要な (以下「原状回復措置等」という。)をとることができる。
- 2 その意見を聴かなければならない。 前項の規定により他人の土地において原状回復措置等をとろうとする場合においては、 あらかじめ、 当該土地 0 所有者及び占有者に通知して、
- 3 ればならない。 第一項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、 前項の規定によるほか、 第八十九条第二項から第五 項までの規定によらなけ
- 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、 第 項の規定による原状回復措置等を拒み、 又は妨げてはならない。
- 5 ばならない。 河川管理者は、 第一項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者があるときは、 その者に対して、 通常生ずべき損失を補償 しなけれ
- 6 前条第四項及び第五項の規定は、 前 !項の規定による損失の補償について準用する。

(水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 泂 川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用

第二十四条 玉 [土交通省令で定めるところにより、 河川区域内の土地 (河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。 河川管理者の許可を受けなければならない。 以下次条において同じ。 を占用しようとする者

(土石等の採取の

第二十五条 者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において土石 河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、 (砂を含む。以下同じ。) を採取しようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 同様と

(工作物の新築等の許

- 却しようとする者も、同様とする。 許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、 河川区域内の土地において工作物を新築し、 改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、 改築し、 河川管理
- 一 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
- 定める深さ以内の地下における新築又は改築 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の 政令で定める深さ以内の地下に おける除却で当該工作物が設けられていた土地を直

ちに埋め戻すもの

- 3 れのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。 協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそ 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、 改築又は除却について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による
- 築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。 ただし、当該工作物の新築又は改 (次項及び次条第三項
- 5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。 又は廃止するときも、 同様とする。 その旨を公示しなければならない。 これを変更し、

一地の掘削等の許可)

- するものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、 ならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 河川区域内の土地において土地の掘削、 盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為 (前条第一項の許可に係る行為のために 河川管理者の許可を受けなけ れ
- 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、 前項の規定にかかわらず、 次に掲げる行為については、 同 .項の許可を受けることを要しな

- 前条第二項 (第一号の行為のためにする土地 地の掘削 又は 地 表 から政令で定める深さ以内 0 土 地 \mathcal{O})掘削 で当該掘削 L た土 地を直ちに埋め戻すも
- 竹木の栽植又は伐採土地の掘削、盛土及び切土以外の 土 地 \mathcal{O} 形状を変更する行為

- 行為については、同項の許可を要しない。
 樹林帯区域内の土地においては、第一項の 規定にかかわらず、 次の各号 (特定樹林帯区域内の土地にあつては、 第二号及び第三号)に掲げる
- 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作 物の除却のためにする土 地の掘削で当該 掘削した土地を直ちに埋め戻すも
- 竹木の栽植

- 損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内4.河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は前条第一項の許可を受けて設置された工作物が三.通常の管理行為で政令で定めるもの の土地については、第一項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。
- 5 河川管理者は、前項の区域については、 国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 議があつた場合に準用する。 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一 項の許可の申請又は第九十五条の規定による協

(竹木の流送等の禁止、 制限又は許 可

6

第二十八条 荊 、管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては 都道 0) 条例

- 及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川筦(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 河川管理
- 2 者の許可を受けさせることができる。 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、 都道府県の条例で、 これを禁止し、 若しくは制限し、 又は 河 Ш 管理

許可工 物の使用 制

第三十条 検査を受け、 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、 これに合格した後でなければ、 当該工作物を使用してはならない。 又は改築する者は、 当該工事について河川 管理者の完成

2 前 当該工作物の一部を使用することができる。 1項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、 同 項に規定する者は、 当該工作 物の 工事の完成前においても、 河川管理者の承認を受け

(原状回復命令等)

第三十一条 (略)

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、 その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。 河川管理上必要があると認めるときは、 当該許可に係る工作物を除却し、 河川を原状に回

(流水占用料等の徴収等)

土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、

2 · 3 (略)

する。 川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。 国土交通大臣又は指定都市の長は、 第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、 当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、 速やかに、 当該許可に係る事項を当該許可に係る河 同様と

(許可に基づく地位の承継)

第三十三条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人(分割による承 係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この条において「許可に係る継の場合にあつては、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に 工作物等」という。)を承継する法人に限る。) は、 被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

2 · 3 (略)

(権利の譲渡)

第三十四条 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、 譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。 河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

(関係行政機関の長との協議)

第三十五条 以下同じ。 国土交通大臣は、)に関し、 第二十三条、 水利使用 (流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をい 第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は前条第 一項の承認の申請があつた場合において、その

ばならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、 申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、 .意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。 又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の 関係行政機関の長に協議しなけれ

2 (略

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

- 第三十六条 するときも、同様とする。 除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようと あつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を 国土交通大臣は、水利使用に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は第三十四条第一項の承認の申請が
- 2 あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、
- 3 あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、
- あらかじめ、 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、 関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 (略)

(河川管理者の工作物に関する工事の施行)

第三十七条 うことができる。 河川管理者は、 第二十六条第一項の許可を受けた者の委託があつた場合におい ては、 同 1項の許可に係る工作物に関する工事を自ら行

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきもの ればならない。ただし、 二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなけ である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、 は、この限りでない。 当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者について 水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第

(水利使用の許可に係る損失の補償

第四十一条 者がその損失を補償しなければならない。 水利使用に関する第二十三条又は第二十六条第 項 0 許 可により 損失を受ける者があるときは、 当該水利 使用 に関する許可を受けた

(損失の補償の協議等)

第四十二条 (略)

- 3 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、 政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。
- 用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。 1使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、 損失防· 止施設の機能、 規模、 構造、 設置場所等を定めて、当該水利使
- 河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、 収用委員会の意見をきかなければならない。 あらかじめ、 関係河川 使用者が当該河川 の使用を行なう土地の所在する都道府

5~7 (略)

(流水の貯留又は取水の制限)

第四十三条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川 より、 物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、 許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、 流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の 補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、 許可に係る流水の貯留若しくは 損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該 取水につき同意をした関係河川 使用者の受ける損失については、この限りでない。 使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を 若しくは当該水利使用の許可に係る工作 構造等について特別の事情があることに 水利使用

2~6 (略

(河川の従前の機能の維持)

第四十 これに代わるべき措置をとらなければならない。 従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施五メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、 匝 条(ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、 当該機能を維持するために必要な施設を設け、 基礎地盤から堤頂までの高さが十 洪水時における

2 (略

(ダムの操作規程)

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、 ダムの操作の方法について操作規程を定め、 河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 あらかじめ、 政令で定めるところにより、 当該

2 らない。 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、 あらかじめ、 関係都道府県知事の意見をきかなければな

3 (略)

支障を生ずると認める場合においては、 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、 当該操作規程の変更を命ずることができる。 当該操作規程によつては河川 管理上

(洪水調節のための指示)

第五十二条 的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。 を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、 災害の発生を防止し、又は災害

(渇水時における水利使用の調整)

第五十三条 (略)

2 (略)

3

利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、 河川管理者は、 第一 項の協議が成立しない場合において、 水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共 水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

(渇水時における水利使用の特例)

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当 該異常な渇水が解消するまでの間に限り、 自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることがで

2 (略)

3 いては、 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合にお 同項の承認を取り消さなければならない。

(河川保全区域)

第五十 应 河川管理者は、 河岸又は河川管理施設 (樹林帯を除く。 第三項において同じ。)を保全するため必要があると認めるときは、

河川区

とができる。 域(第五十八条の二第一 項の規定により指定したものを除く。 第三項において同じ。)に隣接する一定の区域を河川 、保全区域として指定するこ

- 2 · 3 (略)
- 一廃止するときも、 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、 同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公示しなければならない。これを変更し、 又

(河川保全区域における行為の制限)

- 第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、 を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 国土交通省令で定めるところにより、 河川管理者の許
- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 一工作物の新築又は改築
- 2 (略)

(河川予定地)

第五十六条 河川管理者は、 の規定により指定するものを除く。)内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。 河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域 (第五十八条の二第 項

- 2 (略)
- 3 廃止するときも、 河川管理者は、 同様とする。 河川予定地を指定するときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公示し なければならない。 これを変更し、 又は

(河川予定地における行為の制限)

- 第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、 けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 国土交通省令で定めるところにより、 河川 管理者の許 可を受
- 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

3

- 2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、 通常生ずべき損失を補償しなければな
- 人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法 工作物の新築等をすべき土地 (以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、 同項の許可を受けた者からそ

1 0 許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許 て、 準用する。 可に係る土地等を使用する権利を取得した者につ

:川立体区域)

- 空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合において、当該河川管第五十八条の二 河川管理者は、河川管理施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は洪水時の流水を貯留する 理施設の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため必要があると認めるときは、第六条第一項の規定にかかわら 当該河川管理施設に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定することができる。
- 2 るところにより、 河川管理者は、 前項の河川区域(以下この章及び第百六条第三号において「河川立体区域」という。)を指定するときは、 その旨を公示しなければならない。 これを変更し、 又は廃止するときも、 同様とする。 国土交通省令で定

(河川保全立体区域

第五十八条の三 河川管理者は、河川立体区域を指定する河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、当該河川: 定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域として指定することができる。 立体区域に接する一

- 2 •
- 又は廃止するときも、 河川管理者は、河川保全立体区域を指定するときは、 同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公示しなければならない。これを変更し、
- 5

(河川保全立体区域における行為の制 限

- 第五十八条の四 河川保全立体区域内において、 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 次に掲げる行為をしようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、 河 頄 管理者の許可を
- 工作物の新築、改築又は除却
- 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

(河川予定立体区域

第五十八条の五 下又は空間を河川予定立体区域として指定することができる。 河川管理者は、 河川工事を施行するため必要があると認めるときは、 河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべ

- 2
- 3 又は廃止するときも、 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、 同様とする 玉 「土交通省令で定めるところにより、 その旨を公示しなければならない。 これを変更し、

(河川予定立体区域における行為 の制

第五十八条の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 国土交通省令で定めるところにより、 河川

二 工作物の新築又は改築

3

河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、 通常生ずべき損失を補償しなければな

工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からそ人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法 の許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者につ 準用する。

1川の管理に要する費用の負担原 則

第五十九条 係るも のにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。 河川の管理に要する費用は、 この法律及び他の法律に特別の 定めがある場合を除き、 級 河川 に係るもの にあつては国 河川

(一級河川の管理に要する費用の 都道 一府県の 負担

する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその三分の二を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改府県の負担とする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行 良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその十分の 五. 第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、 ・ 五 を、 その他の改良工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。 当該都道府県知事の統轄する都道

(市町村長の施行する工事等に要する費用)

第六十五条の二 第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括す る市町村の負担とする。この場合において、 その一部を負担する。 国及び都道府県は、 当該費用のうち改良工事に要する費用については、 政令で定めるところにより

2~4 (略)

(兼用工作物の費用)

第六十六条 定めるものとする。 を統轄する都道府県知事とする。以下次条、 第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは国土交通大臣、都道府県であるときは当該都道府県 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、 第六十八条、 第七十条及び第七十条の二において同じ。)と当該他の工作物の管理者とが協議して 河川管理者(

(原因者負担金)

第六十七条 において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用に ついては、その必要を生じた限度

(附帯工事に要する費用)

- 第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の 可に付した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度におい は一部を負担しなければならない。 第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又
- 2 .項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、

(受益者負担金)

第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、 事に要する費用の一部を負担させることができる。 その利益を受ける限度において、 その者に、 当該河川

2 (略)

(特別水利使用者負担金)

事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、 給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工 減することのほか、専用の施設を新設し、 者に、その一部を負担させることができる。 河川 管理者は、 河川 0 流 水の状況を改善するため二以 又は拡張して流水を占用する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の供 上の河川を連絡する河川 工事で、 流 水によつて生ずる公害を除 又は

河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び一河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級 「該工事により設置する河川 、管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 · 4 (略)

(強制徴収)

て同じ。)は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。 入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。 用料等(以下これらを「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者(当該負担金等が、 ・四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府 ・県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占 以下この条におい 国の収

き期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。 この場合において、 督促状により指定すべ

3 滞納処分をすることができる。 い場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しな 都道府県の収入となる場合にあつては 地 方税 の滞納処 2分の例 により

4 (略)

5

河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、 割合で、 納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。 同項の負担金等の額につき年十四・五 ーセン

(河川管理者の監督処分)

行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若 しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、 によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、 十五条 状に回復することを命ずることができる。 河川管理者は、 次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例 変更し、 その効力を停止し、その条件を変更し、 若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは 若しくは新たに条件を付し、 又は工事その他の

- 継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般 !違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者
- 二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許
- は効力を失つたとき。他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その 又はこれらの処分が取り消され、
- ずることとなったとき。 洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
- 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
- 五. 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。
- 3 該措置を行う旨を、 の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当 きは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないと あらかじめ公告しなければならない。
- 河川管理者は、前項の規定により工作物を除却し、又は除却させたときは、当該工作物を保管しなければならない。
- の条において「所有者等」という。)に対し当該工作物を返還するため、政令で定めるところにより、 河川管理者は、前項の規定により工作物を保管したときは、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者 政令で定める事項を公示しなければなら
- 6 その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、 して三月を経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、 河川管理者は、第四項の規定により保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、 政令で定めるところにより、 政令で定めるところにより評価した当該工作物の価額に比し、 当該工作物を売却し、 又は前項の規定による公示の その売却した代金を保管することが 日 から起算
- 棄することができる。 河川管理者は、 !項の規定による工作物の売却につき買受人がない場合において、 同 .項に規定する価額が著しく低いときは、 当該工作物を廃
- 8 第六項の規定により売却した代金は、 売却に要した費用に充てることができる

- 9 の他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。 第三項から第六項までに規定する工作物の除却、 売却、 公示その 他の措置に要した費用は、 当該 工作物の 返還を受けるべき所有者等そ
- 10 む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物の所有権は、国土交通・第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物 道府県知事が保管する工作物にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。 国土交通大臣が保管する工作物にあつては国、 (第六項の規定により売却した代金を含 都

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十六条 を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、 項の許可を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。 河川管理者は、 前条第二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、 水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第 当該処分により損失

- 2 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
- 3 ことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 .川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつた

河川監理員)

第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、 規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第七十五条第一項若しくは第二項の規定に第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の よる処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。) に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指 示する権限を行わせることができる。

2 · 3 (略

(防御施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、 規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域、七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、 「展開予定地域」という。)があるときは、 .地その他の防御のための施設 (以下「防御施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。 内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、 自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において 同項の

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣又は河川管理者は、 この法律を施行するため必要がある場合においては、 この法律若しくはこの法律に基づく政令若し

度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくはくは都道府県の条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行うため必要な限 事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、 帳簿、 書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 · 3 (略

(国土交通大臣の認可等)

第七十九条 都道府県知事は、 大臣の認可を受けなければならない。 第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、

- 意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその
- 一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
- 二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
- 第十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合
- これらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、 第二十四条、 第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又は

(国土交通大臣の指示)

第七十九条の二 国土交通大臣は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、洪水、高潮等により、災害が発生し、若しくは発生するおそれ あると認められるときは、当該指定区間内の一級河川の管理の一部を行い又は二級河川を管理する都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきより、河川環境の保全に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる場合において、それらの防止又は軽減を図るため緊急の必要が があると認められる場合、異常な渇水により、 ことを指示することができる。 水利使用が困難となり、若しくは困難となるおそれがあると認められる場合又は汚水の流入等に

(経過措置)

第八十七条 一級河川、二級河川、 この法律の規定により許可を要する行為を行つている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、 従前と同様の条件により、 に権原に基づき、 第五十五条第一項、 当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、 第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現り、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可を受けたものとみなす。第二十五条、第二十七条第一 河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域又は河川予定立体区域の指定の際現に権原に基づき 又は工作物を設置している者についても、 同様とする。

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定があつた場合においては、 者で政令で定めるものは、 河川管理者に対し、 政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。 同条の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる

(調査、工事等のための立入り等)

- 域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の第八十九条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河 使用することができる。 を得ない必要がある場合においては、 他人の占有する土地に立ち入り、 又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時 河川の維持その他河川の管理を行うためやむ一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区
- い。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、 あらかじめ、 当該土地の占有者にその旨を通知しなければならな
- 3 の占有者に告げなければならない。 第一項の規定により宅地又はかき、 さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、 立入りの際、 あらかじめ、 その旨を当該土地

4 · 5 (略)

- 6 の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、 あらか じ め、 当該土 地
- 7 (略)
- 8 失を補償しなければならない。 国土交通大臣又は都道府県知事は、 第一 項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、 その者に対して、 通常生ずべき損
- 9 第二十二条第四項及び第五項の 規定は、 前項の規定による損失の補償について準用する。

(許可等の条件)

- 第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の ができる。 規定による許可又は承認には、 必要な条件を付すること
- 2 こととなるものであつてはならない。 前項の条件は、 適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、 かつ、 許可又は承認を受けた者に対し、 不当な義務を課する

(廃川敷地等の管理)

第九十一条 して管理する必要がなくなつたもの 河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、 (国有であるものに限る。 以下「廃川敷地等」という。)は、従前当該河川を管理していた者が一年をこえ従前の河川区域内の土地又は当該区域内の河川管理施設であつて河川管理施設と 従前当該河川を管理していた者が一年をこえ

ない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2 (略

(廃川敷地等の交換)

第九十二条 前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、 (区域となる土地とを交換することができる。 同項の期間内において、 政令で定めるところにより、 当該廃川敷地等と新たに

(河川の使用等に関する国の特例)

川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。十三条の二第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十七条第一項、第五十七条第一項、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項第九十五条 国が行う事業についての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項 第四十七条第一項、 国と河

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、 ,項を関係地方公共団体に委託することができる。 特に必要があると認めるときは、 政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは 定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規 して市町村の条例」と読み替えるものとする。 「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは 「政令で定める基準を参酌

一

(事務の区分)

第百条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、 定する第一号法定受託事務(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)とする。 地方自治法第二条第九項第一

五条、第十六条第一項、同条第四項及び第五項(同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項、同条第読み替えて準用する第九条第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第四項、第十一条、第十二条第一項、第十四条、第十 第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十条第一項及び第二項、 から第六項まで (同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 、第十六条の三第一項、 第十七条から第二十条まで、 同条第三項において

命ずる事務に係る部分を除く。)、第七十八条第一項、第八十九条第一項から第三項まで、第六項及び第八項、第九十一条第一項、四条第一項から第三項まで及び第五項、第七十五条第一項から第七項まで、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第一項(河川 条並びに第九十五条の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 第五十八条の六第一項及び第二項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第二項、 五十三条第三項、第五十三条の二第一項及び第三項、第五十四条第一項及び第四項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第五十八条、第四十二条第二項から第四項まで、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第 第二十八条から第三十条まで、第三十一条第二項、 二第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、 条第三項、第五十八条の六第三項、 十七条第一項及び第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項及び第四項、第五十八条の四第一項、第五十八条の五第一項及び第三項、 十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで及び第六項、同条第四項及び第五項(第二十二条の二第六項、第五十七 第七十六条第二項及び第八十九条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十二条の 第三十二条第四項、第三十四条第一項、 第七十条第一項、第七十条の二第一項及び第二項、第七十 第四項及び第五項、 第三十六条第二項及び第四項、第三十七条、第三 第二十七条第一項及び第五項 (河川監理員を 第九十二

二·三 (略)

れている事務は、第一号法定受託事務とする。 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、 指定区間内の一級河川及び二級河川の管理に関して都道府県又は指定都市が処理することとさ

第百二条 第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者下の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条の二第四項の規定に違反して、 原状回復措置等を拒み、 又は妨げた者

二 三 (略)

第百五条 次の各号の一に該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。

兀 受けた者 詐欺その他不正な手段により、 第二十三条、 第二十六条第一項、 第二十七条第 項、 第五十五条第 項又は第五十八条の四 第 項の許可を

(略)

○地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

略

- この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- あつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、 国が本来果たすべき役割に係るもので

託事務」という。)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、 次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに 政令で定めるところにより、処理する

一 児童福祉に関する事務

ことができる。

身体障害者の福祉に関する事 民生委員に関する事務

生活保護に関する事務

五 五 五 四 三 二 のの 三 二 行 生 身 民 旅活 体 生 知的障害者の福祉に関する事務社会福祉事業に関する事務

行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事

七の二 介護保険に関する事務七 母子保健に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務

障害者の自立支援に関する事務

十九八 食品衛生に関する事務

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 結核の予防に関する事務

十二 土地区画整理事業に関する事 外広告物の規制に関する事務

務

2

○自衛 隊法 (昭和二十九年法律第百六十 五.

(防衛出動)

第七十六条 命ずることができる。この場合においては、 危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な 五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 国会の承認を得なければならない。

2

防御施設構築の措置

第七十七条の二 防衛大臣は、 規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、「 -地その他の防御のための施設 「展開予定地域」という。)があるときは、 (以下「防御施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。 内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、 自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において 同 (以 下 項の

の特

第百十五条の十七 同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、 土地における土地の掘削、 「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、 以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、 ·和三十九年法律第百六十七号)第二十三条から第二十五条まで、 第五十八条の四第一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川 盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五条(同法第百条第一項において準用する場合を含 項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の 第二十六条第一項、 第二十七条第一項、 第五十五条第一項、第五十七条第

河川の管理上必要があると認めるときは、

当該通知に係る

 \bigcirc 特定多目 的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号)

部隊等の長に対し意見を述べることができる。

2

(特定用: 金のための流水占用の制限

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、 下 「流水占用権」という。)を有するほか、 ダム使用権を有する者 (以 下 河川法第二十三条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる 「ダム使用権者」という。 でなければならない。

(取消の処分等)

第二十四条 国土交通大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第二十三条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合にお ならない。 いて、何人にも従前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、 これに相当する取消又は変更の処分をしなければ

第二十五条 おいて、他の者に新たに流水の占用を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、 者に譲渡すべきことを命ずることができる。 国土交通大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第二十三条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合に 相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他

用権につき他の者が河川法第二十三条の規定による許可を受ける見込が十分であるときに限り、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分を前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、国土交通大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は一部と同一の流水占

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(抄

することができる。

(市町村防災会議)

に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。第十六条「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほど。 か、 市 町 村長の諮問に応じて当該市 地

2~6 (略)

(地方防災会議の協議会)

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、 又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、 都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。 当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計 当該都道府県又は市町村は、 協議により 規約を定め、

2 (略)

第四十一条 分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、 又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計 画の防災に関する部

指定管理団体の水防計画 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第七条第一項及び第四項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第 一項に規定する

二~八 (略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議 府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 は、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるとき (市町村防災会議を設置しない市町 村にあつては、当該市町村の市町村長。 以下この条において同じ。)は、 防災基

2~6 (略)

(市町村相互間地域防災計画)

第四十四条 防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。 域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、 及び毎年市 村相互間地域防災 相 互間地

2・3 (略

市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、 ると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、 避難のための立退きを勧告し、 その他災害の拡大を防止するため特に 及び急を要す

2~7 (略

○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)(抄)

第百三条 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。) ならない。 合において、 の長は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場 その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を付して経済産業大臣に報告し、 経済産業大臣の意見を求めなければ

2 (略)

3 知事又は指定都市の長に対し、これらの規定による処分に関し必要な勧告をすることができる。 請があつた場合(第一項に規定する場合を除く。)において、 経済産業大臣は、 一項に規定する場合を除く。)において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は指定都市の長に対し河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十九条第二 一項の許可の その都道府県

○湖沼水質保全特別措置法 (湖辺環境保護地区内における行為の届出等) (昭和五十 九年法律第六十一 抄

第三十条 場所並びに開始及び終了の時期その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。 湖辺環境保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、 都道府県知事に 対 L 環境省令で定めるところにより、

- 植物を採取し、 又は損傷すること。
- 水面を埋め立て、 又は干拓すること。
- 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

する行為をしようとする者又はした者に対して、その湖辺環境を保護するために必要な限度において、 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、湖辺環境保護地区内において前項の規定により届出を要 前三号に掲げるもののほか、湖辺環境の保護に支障があると認められる行為として政令で定める行為をすること。 当該行為を禁止し、 若しくは制限

は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

間内に、第一項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。 することができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分を前項の処分は、第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。 この場合においては、 同項の期

5 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手しては

6 都道府県知事は、 指定湖沼の湖辺環境の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、 前項の期間を短縮することができる。

7

ればならない。

;いて、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の規定による届出をすることを要しない。 都道府県知事にその旨を通知しなけ この場合に

8 該通知をした国の機関又は地方公共団体に対し、 都道府県知事は、 前項の規定による通知があつた場合におい 湖辺環境の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。 て、 湖辺環境保護地区の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、

9 次に掲げる行為については、 前各項の規定は、 適用しない。

一~三(略)

兀 《合を含む。)の規定又は同法第二十八条若しくは第二十九条(これらの規定を同法第百条第河川法第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項(これ: づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可を要する行為 (これらの規定を同法第百条第一項において準用する 項において準用する場合を含む。 の規定に

五.

〇行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)

(標準処理期間)

なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務第六条(行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異 機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。 所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、 これらの当該申請の提出先とされている

○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(抄

(定義)

另二条 (略)

この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、 この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 次の各号のいずれにも該当する団体であって

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

者を含む。 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者 以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、 支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 (当該候補者になろうとする

· 4 (略

○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3

いて「政令等」という。)により規定された規制についての第三十四条の規定による政令等又は第三十五条の規定による条例で規定する政令等で、第二十三条、第二十四条及び第二十八条から第三十三条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令(以下この項にお この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条、第十三条、第十五条、第十八条から第二十条ま 特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又

はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4

(構造改革特別区域計画の認定)

第四 ろにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画、四条(地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定め、 |構造改革特別区域計画」という。) を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 内閣府令で定めるとこ

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、 実施主体及び開始

見を聴くとともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならない。 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体 (以下「実施主体」という。) の意

5 する構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、 当 該特定事業をその内容と

6

7 別区域計画についての認定の申請をする場合にあ第一項の規定による認定の申請には、第四項の 第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要(第五項の提案を踏まえた構造改革特 のっては、 当該意見及び当該提案の概要) を添付しなけ ればならない。

8

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 地方公共団体は、認定構造改革特別区域 定を受けなければならない。 計 画 『の変更 (内 閣府令で定める軽微な変更を除く。)

をしようとするときは、 内閣総理大臣 0 認

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の 規定 は、 前 項の 規定による認定構造改革特別区域計 画の変更について準用する。

(河 川 法及び電気事業法の特例等

第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による許可(以下この第三十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条、第二十四条又は 条において「河川 、法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用 (流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用

であると認めて、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、 水力発電事業については、第七項から第十三項までの規定を適用する。 表第二十一号において「特定水力発電事業」という。)を実施し又はその実施を促進することが、環境に配慮した地域の活性化を図るため必要 のも のの新築若しくは改築をいう。 以下この条において同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下この条及び別 その認定を受けたときは、 当該認定の日以後は、 当該認定に係る特定

- た書面を添付するものであること。 当該認定の申請に、第四条第七項 (第六条第二項において準用する場合を含む。) に規定する意見の概要のほか、 次に掲げる事項を記
- 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画 (使用計画」という。) (国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。 以下この条において「特定水
- 口 たものに限る。) 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容 (国土交通省令で定める事項 が記載され
- いて単に「協議会」という。)を組織し、当該協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。二 地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、特定水力発電事業に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条及び別表第二十一号にお ハ 次号の規定による協議の 概
- 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一前項の地方公共団体

- 一 特定水力発電事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- る指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。)の管理の一部を行う場合にあっては、する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定す 「該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。第九項及び第十三項において同じ。) 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項にお (同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。 いて準用
- 3 る者を構成員として加えることができる。 第一項第二号の規定により協議会を組織する地方公共団体は、 必要があると認めるときは、 前項各号に掲げる者のほ か、 協議会に、 次に掲げ
- 一 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者
- 地方公共団体は、第一項第二号の規定により協議会を組織したときは、 遅滞なく、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公表しなけ
- 5 協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 第三項第一号に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、 第一項第二号の規定により協議会を組 織する地方公共団体に対して、
- 7 6 「土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(第一項の認定を項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、 (第一項の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定水利使用 当該申出に応じなければ ならない [に定め

られた水利使用と同一の内容のものに限る。 長に協議することを要しない。 た場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、 以下この条において「特定発電水利使用」という。)に関し河川法第二十三条等の許可の申請 河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、 同項に規定する関係行政機関 があ

- いて同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条にお
- 第三十八条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であって当該協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意 同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、 協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。
- る処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、 ることを要しない。 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対す 国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得

したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

- 11 準用河川(河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。)の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例について 前三項の規定に準じて政令で定める。
- 12 を要しない。 事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第百三条第一 業法(昭和三十九年法律第百七十号)第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めること都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったときは、電気
- 二十三年法律第百二十二号)第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)に係る標準処理期間 利使用(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び東日本大震災復興特別区域法 べき標準的な期間 河川管理者は、 水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法 (以下この項において「標準処理期間」という。)を定めるときは、 特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水 (平成五年法律第八十八号) 第六条に規定する通常要す に比して相当程度短い期間を定めるも (平成

別表(第二条関係)

番号	事業の名称	関係条項
<u>-</u> +	(鮥)	(略)
11+1	協議会を活用した特定水力発電事業	第三十一条
二十二~二十五	(略)	(略)

第二条

2 • 3

い、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進するこ 主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。)又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をい の第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。)・主務省令(第六十九条ただし書に規定する規制にあっては、 条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制について この法律において「規制の特例措置」とは、 法律により規定された規制についての第二十条から第二十三条まで及び第四十三条から第五十二

5

とが必要となる措置を含むものとする。

地域活性化総合特別区域計画の認定)

で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画(以下「地域活性化総合特別区域計画」第三十五条(指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、 という。 内閣

)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

·業の内容及び実施主体に関する事項 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域! 活性: 化

3

4 - 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団件下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体(2018年)の1988年で、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では、1988年では 以

5 に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6

7

ならない。 組織されているときは、 指定地方公共団体は、 当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければ 地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、 第四十二条第一 項の地域活性化総合特別区域協議会が

8 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面 次に掲げる事項を記載した書面を添付 概 要 こしなける ればなら な

第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画につ 頭の規定による協議をした場合にあっては、 当該協議の 概要 V ての 認定の 申請をする場合にあって は、 当該提案の

認定地域活性化総合特別区域計画の変更)

第三十七条 変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、 認定を受けた指定地方公共団体は、 衆の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。ヘ。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。認定を受けた地域活性化総合特別区域計画(以下「認定地域活性化総合特別区 「認定地域活性化総合特別区域計画」

2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は

河 法及び電気事業法の特例等

第四十九条 二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用する水規定による許可(以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の 定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。 力発電事業(以下「特定水力発電事業」という。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、 した書面を添付するものであること。 当該認定の申請に、第三十五条第八項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する書面のほか、 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第 一号に規定する特定地域活性化事業として、河川 次に掲げるところにより内閣総理大臣の認 法(昭和三十九年法律第百六十七号)第 次に掲げる事項を記載

三項において「特定水利使用計画」という。) 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画 (国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。 次号並びに次条第一 項及び第

たものに限る。) 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容 (国土交通省令で定める事 項が記述 記載され

及び第五十一条において同じ。)の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。次条第三項及び第定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条 五十二条において同じ。)を構成員とするものに限る。 水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。 河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立 ち、 地域協議会(当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行 次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、 当該地域協議会において当該特定

第五十 玉 土交通大臣は、 級 河 넲 の特定水力発電事業に係る水利使用 (前 条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計 画 に係る特定水 利使用

第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、 計画に定めら 1項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。 れた水利使用と同 一の内容のものに限る。 以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。)に関し河川法 河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、

- 2 るときは、 次条において同じ。 国土交通大臣、 同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、 地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要 (河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。 その申請に対する処分をしようとす 以下この条及び
- 第三十八条の規定にかかわらず、 いて同意したものに対しては、 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一 同条に規定する通知をすることを要しない。 地域協議会を構成する者であって当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画につ 項の許可の申請があったときは、
- る処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、 ることを要しない。 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、 国土交通大臣の認可を受け、 又は国土交通大臣に協議してその同意を得 その申請に対す
- 5 準用河川(河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。 前三項の規定に準じて政令で定める。)の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例について

第五十一条 ることを要しない。 電気事業法 都道府県知事又は指定都市の長は、一 (昭和三十九年法律第百七十号) 級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったとき 第百三条第 一項の規定にかかわらず、 意見を付して経済産業大臣に報告し、 及びその意見を求

第五十二条 間を定めるものとする。 区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 他の水利使用(構造改革特別区域法 通常要すべき標準的な期間 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法 (以下この条において「標準処理期間」という。) を定めるときは、 (平成十四年法律第百八十九号) 第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用及び東日本大震災復興特別 第三十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)に係る標準処理期間に比して相当程度短い 特定発電水利使用に係る標準処理期間について、 (平成五年法律第八十八号) 第六条に規定する

別表第二(第二条第三項関係)

七	1~六	項
特定水力発電事業	(略)	
		事
		業
第四十九条から第五十二条まで	(略)	関係条項

八・九

略

略

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2~3 (略)

合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとす 閣府令・主務省令」という。)又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場 は内閣府令(告示を含む。)・主務省令(第八十七条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第三十五条及び第三十六条において「内 る措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第三十五条の規定による政令若しく この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十四条から第三十四条までに規定する法律の特例に関す

5~14 (略)

復興推進計画の認定)

第四条 進」という。)を図るための計画(以下「復興推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推 」という。)である地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定 地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、 区域(政令で定めるものを除く。)又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの(以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域 その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村 復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に

2 復興推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

一復興推進計画の目標

三・四(略)

五 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事

ハ・七 (略)

3 単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとするときは、 関係地方公共団体及び前項第五号に規定する実施主体 (以下この章において

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、 第一項の規定による申請 (以下この節において単に 「申請」という。)をすることについての

提案をすることができる。

- 当該提案に係る区域において復興推進事業を実施しようとする者
- 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 6 おける協議をしなければならない。 第十二条第四項第二号において「地域協議会」という。)が組織されているときは、特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとする場合において、第十三条 第十三条第 当該復興推進計画に定める事項について当該地域協議会に、項の復興推進協議会(以下この項、第十一条第一項及び
- 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない
- 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概 要
- 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

(認定復興推進計画の変更)

第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定復興推進計画の変更について準用する。変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。(六条)認定を受けた特定地方公共団体は、認定を受けた復興推進計画(以下「認定復興推進計画」という。)) 0) 変更 (内閣府令で定める軽微な

(法及び電気事業法の特例等)

2

第二十九条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、特定水力発電事業(復興推進計画の区域内にお 同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用 を受けたときは、当該認定の日以後は、 して行う水力発電事業をいう。以下同じ。)を定めた復興推進計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定 当該特定水力発電事業については、次条から第三十二条までの規定を適用する。

を添付するものであること。 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画 (国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。 次号並びに次条第一 項及び第

(第六条第二項において準用する場合を含む。) に規定する書面のほか、

次に掲げる事項を記載した書面

当該認定の申請に、第四条第七項

三項において「特定水利使用計画」という。) 一該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容 (国土交通省令で定める事項が記載され

たものに限る。)

をいう。以下同じ。)を構成員とするものに限る。以下この号及び次条において同じ。)を組織し、 定により都道県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。 事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。 河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規 特定地方公共団体が、当該認定の申請に先立 長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、 ち、 地域協議会 (当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許 当該地域協議会において当該特定水力発 当該都道県知事又は当該指定都市の長)

る関係行政機関の長に協議することを要しない。 許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定す た水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。)に関し河川法第二十三条等の 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用 (前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画

ときは、 条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとする 国土交通大臣、 同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しな 都道県知事又は指定都市の長は、一級河川 又は二級河川 (河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次

いて同意したものに対しては、 第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であって当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があったときは、 同条に規定する通知をすることを要しない。 語につつ

ことを要しない。 処分をしようとするときは、 都道県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する 河川法第七十九条の規定にかかわらず、 国土交通大臣の認可を受け、 又は国土交通大臣に協議してその同意を得る

5 準用河川(河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。 前三項の規定に準じて政令で定める の特定発電水利使用に関する同項において準用する同 法の規定の特例について

ことを要しない 電気事業法 都道県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったときは、 (昭和三十九年法律第百七十号) 第百三条第一項の規定にかかわらず、 意見を付して経済産業大臣に報告し、 及びその意見を求める

第三十二条 河川管理者は、 水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第六条に規定する

二十三年法律第八十一号)第五十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。)に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるもの 他の水利使用(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用及び総合特別区域法(平成通常要すべき標準的な期間(以下この条において「標準処理期間」という。)を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、 とする。

(監視区域の指定)

第八十五条 るよう努めるものとする。 理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定す 都道県知事又は指定都市の長は、 復興特別区域のうち、 地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合

別表(第二条関係)

		1	
十一~十四	+	一 九	項
(盤)	特定水力発電事業	(略)	
			事
			業
(略)	第二十九条から第三十二条まで	(略)	関係条項